

ワンストップ特例制度について

奈良県川西町総合政策課



ワンストップ特例制度とは？

ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。①「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、②個人番号（マイナンバー）が確認できる書類を添付、③寄附した自治体に送る といった手続きです。寄附金上限額内で寄附したうち2,000円を差し引いた金額が住民税から控除されます。

▶ ワンストップ特例制度を利用するための条件

条件① もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること

年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。

条件② 1年間の寄付先が5自治体以内であること。

1つの自治体に複数回寄附をしても1カウントになります。

条件③ 申し込みのたびに自治体へ申請書を郵送していること。

同一の市町村に複数回申し込んだ場合は、その都度申請書を提出する必要があります

郵送する書類

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- 個人番号（マイナンバー）および申請者本人を確認できる書類

自治体への返送期限は1月10日必着です。

期日に間に合わなかった場合は、別途確定申告をする必要があります。

▶ ワンストップ特例制度の申請方法

STEP1 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を手元に用意する

寄附の申し込みフォーム「寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付を要望する」にチェックした人に申請書をお送りしています。

STEP2 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入・押印する

3ページの記入例を見ながら、必要事項を記入してください。くれぐれも漏れがないようご注意ください。

▶ ワンストップ特例制度の申請方法（つづき）

STEP3 その他の必要書類を手元に用意する

「個人番号（マイナンバーカード）」を確認できる書類を用意してください。

	個人番号確認の書類	本人確認の書類
A 「個人番号（マイナンバー）カード」を持っている人	個人番号カードの裏のコピー	個人番号カードの表のコピー
B 「個人番号（マイナンバー）カード」はないが、「顔写真付きの身分証」を持っている人	通知カードのコピー または 個人番号が記載された住民票の写し ※通知カードで申請される場合、通知カードに記載されている氏名、住所等が「住民票に記載の事項」と一致している必要があります。	下記いずれかの身分証のコピー→1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日、または住所が確認できるようにコピーする。
C 「個人番号（マイナンバー）カード」「顔写真付きの身分証」のどちらも無い人	通知カードのコピー または 個人番号が記載された住民票の写し	下記いずれかの身分証のコピー→2点 （顔写真なし本人確認書類） ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ※氏名、生年月日、または住所が確認できるようにコピーする。

STEP4 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入・押印する

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要書類を添付して川西町役場に郵送する。

申請書およびその他の必要書類の準備ができたら、川西町役場へ提出してください。

締め切りは、ふるさと納税をした翌年の1月10日必着です。

※申請書およびその他必要書類は、寄附をするごとに自治体へ郵送する必要があります。

※押印が必要な為、FAXやメールでの提出はできません。

▶ 申請用紙に関する注意点

！ 申請書とその他の必要書類は寄附をするごとに、自治体へ郵送する必要があります

例えば、同じ自治体に2回寄附をした場合は、2通の申請書と必要書類の郵送が必要です。申告漏れは控除の対象になりませんのでご注意ください。

！ 寄附ポータルサイト内でチェックを付けただけでは申請になりません

各ポータルサイトの「ふるさと納税申し込みフォーム」で「申請書の要望 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付を要望する」にチェックをつけただけでは申請になりません。申請書と必要書類の郵送が必須です。ご注意ください。

！ ワンストップ特例制度で申請した内容に変更があった場合は届け出が必要

ワンストップ特例制度の申請書を提出後、寄附した年の翌年1月1日までに名前や住所等（電話番号を除く）の変更があった場合は、1月10日までに「申請事項変更届出書」を提出する必要があります。

